

(2) センターにおける収容頭数及び措置状況

①収容状況

単位：頭・匹

		引取		保健所からの搬入		計	前年度からの継続飼養
		所有者	拾得者	紀北4保健所	紀南4保健所		
犬	成	1	4	112	80	197	24
	幼	0	2	17	12	31	2
	計	1	6	129	92	228	26
猫	成	0	23	202	264	489	17
	幼	0	149	472	201	822	1
	計	0	172	674	465	1311	18
その他	成	0	0	0	0	0	0
	幼	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0

\*引取：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者引取、拾得者引取）

\*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む）（以下同じ）

\*紀北4保健所（橋本、岩出、海南、湯浅）

\*紀南4保健所（御坊、田辺、新宮、串本）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	20	7	1	13	12	137	190	31
	幼		0	0	23	1	2	26	7
	計	20	7	1	36	13	139	216	38
猫	成		2	0	10	92	388	492	14
	幼		0	0	44	263	515	822	1
	計		2	0	54	355	903	1314	15
その他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0

\*返還：「狂犬病予防法」に基づき保護した犬を飼い主に返還するもの、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき収容した犬ねこを飼い主に返還するもの